

明監報第18号

土木交通部定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成28年(2016年)11月9日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 松 井 久美子

同 楠 本 美 紀

土木交通部定期監査の結果について

I 監査の対象

土木交通部

土木総務課 道路管理課 用地課 海岸課
交通政策室
交通政策課 道路整備課 交通安全課

II 監査の期間

平成28年8月23日から平成28年11月9日まで

III 監査の範囲

平成28年6月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

土木交通部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令
- (10) その他

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

1 単価契約による道路維持補修工事について

土木交通部では、施設の老朽化や災害等から道路機能を早期に回復させることなどを目的として、単価契約による維持補修工事を行っている。

単価契約による工事は、設計・契約手続を省略し、指示書のみで着手することができるため、年間を通して発生する小規模又は緊急性のある事態に対して、所管課が迅速に対応することが可能となる。

土木交通部が単価契約により実施した工事の内容を調査したところ、工事の施行を急ぐあまりに、本来、総価契約すべき工事を単価契約で執行している事例が見受けられた。

単価契約による工事の施行にあたっては、工事の規模及び道路の不良箇所等復旧の緊急性の度合いを十分に考慮し、適正な予算執行に努められたい。

土木交通部行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていないが、公金と同様、適正に管理されていなければならないが、管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成28年8月23日から平成28年11月9日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、土木交通部の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

土木交通部で取り扱っている準公金のうち、土木総務課1件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。